

相続や遺言の
ポイント！



🐾 相続が行われる前の準備

相続人の状況を考えながら、遺言書の作成をおススメ致します。ご本人さまの意向を尊重し必要なアドバイスを致します。

預金・証券・保険・不動産・借金・貸金庫などについての確認も必要です。

お寺・お墓についての準備はしていますか？

🐾 相続時の対応

葬儀の準備から法事まで忙しい日が続きます。関係先への連絡、お寺・葬儀社との打ち合わせなどやることが多くて大変です。

ある程度は事前に考えておきましょう。

死亡届の提出、火葬場の連絡は誰がしているか忘れず確認しましょう。

🐾 相続後の手続き

相続人で遺産分割協議書を作成し、それに沿って不動産や預金の名義変更を行います。

被相続人の債務が多い場合は相続放棄や限定承認をすることも出来ます。まずは期限内に相続財産の内容を確認することが大切です。

年金の受給停止や未支給年金の請求手続きのほか、電気・水道・ガス・電話・受信料などの名義変更も必要です。また、相続財産が多いと相続税が発生する場合があります。



暮らしの
お困りごとは
お近くの行政書士に
ご相談ください



頼れる街の法律家



福井県行政書士会

〒910-0005

福井県福井市大手3丁目4番1号

福井放送会館3階 K室

TEL: 0776-27-7165 FAX: 0776-26-6203

fukuikai@fukui-gyousei.org

<https://fukui-gyousei.org/>



MEMO

2020.8

相続・遺言

のお困りごと

遺言書
の作成



遺産分割協議書
の作成



遺産整理



日本行政書士会連合会
公式キャラクター ユキマサ君



行政書士に
お任せください！



福井県行政書士会



Q 相続のことで行政書士に依頼するとどのような内容のことをしていただけるのでしょうか？

A

右ページのサービス例を御覧ください。依頼される行政書士により多少業務範囲に差がありますので、ご確認していただきたいと思います。



Q 最近、相続法の改正で自筆証書遺言の方式が緩和されたようですが、全文をパソコンで作成してもいいですか？

A

全文をパソコンで作成することはできません。今回の改正で、自筆証書遺言に添付する財産目録については手書きでなくてもよいことになりましたが、本文については今までどおり手書きで作成する必要があります。



Q 今回の改正で預貯金の払い戻しが出来るようになったと聞きました。どのような内容でしょうか？

A

2つの制度ができました。

- ① 家庭裁判所の判断を経ないで預貯金の払い戻しができるもの
- ② 家庭裁判所の判断を経て預貯金の仮払いができるもの(大口)



相続に関してお手伝いできること

相続に関わることに幅広く対応します。

何でもご相談ください。

ご相談内容が他の士業(司法書士・税理士・社会保険労務士等)に関わる場合は、ご紹介も致します。

✓ 遺言書の作成

作成に必要な財産の確認、戸籍謄本の取得など必要なサービスも行います。また、執行するために必要な執行人としての役もお引き受けします。公正証書遺言の場合には、公証人と連携を取りながらスムーズに行います。

✓ 遺産分割協議書の作成

相続人間での遺産の分割に伴い、不動産や預金の名義変更がスムーズに行われるように遺産分割協議書の作成を行います。不動産の評価証明書や預金残高証明書の取得も代理で行います。

✓ 各種の名義変更を代理

亡くなった人が契約していた、生活に係る電気・水道・ガス等の名義変更をはじめ、多様な手続きの代行をいたします。

✓ 相続放棄の手続き

財産より債務(ローン)が多い場合は、相続放棄を考えることになります。相続人の誰が放棄を行うかも含めて検討が必要です。期限が早く来ますから、相続後すみやかに決定し手続きすることが大切です。



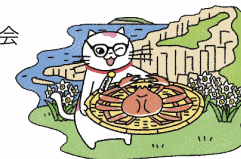
✓ 保険・年金の受給等

生命保険金の死亡受取り申請や各種年金の手続きなど必要に応じて代理して手続きを行います。

✓ 各種の相談をお受けします

相続に関わる相談は多種に及びます。気が付いたときにいつでもご相談ください。

日本行政書士会連合会
公式キャラクター
ユキマサ君



相続に関するルールが大きく変わりました

(施行日)

- ✓ 配偶者居住権の新設 (2020.4.1)
- ✓ 預貯金の払戻し制度の新設 (2019.7.1)
- ✓ 自筆証書遺言方式の緩和 (2019.1.13)
- ✓ 自筆証書遺言の保管制度の創設 (2020.7.10)
- ✓ 遺留分制度の見直し (2019.7.1)
- ✓ 特別の寄与制度の創設 (2019.7.1)
- ✓ 婚姻期間が20年以上の夫婦間の居住用不動産の贈与の優遇措置 (2019.7.1)